

平成 27 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社パル  
代表者名 代表取締役社長 井上 隆太  
(コード：2726、東証第一部)  
問合せ先 常務執行役員管理本部長 宇都宮 幸雄  
(TEL. 06-6227-0308)

会 社 名 株式会社ナイスクラブ  
代表者名 代表取締役社長 小路 順一  
(コード：7598、ジャスダック)  
問合せ先 執行役員管理部長 岡本 正次  
(TEL. 03-6418-4649)

## 株式会社パルによる株式会社ナイスクラブの

### 完全子会社化に関する株式交換契約の締結についてのお知らせ

株式会社パル（以下、「パル」といいます。）と株式会社ナイスクラブ（以下、「ナイスクラブ」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、平成 27 年 6 月 1 日を効力発生日として、パルを株式交換完全親会社、ナイスクラブを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で本株式交換に関する株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換の効力発生日に先立ち、ナイスクラブの普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において、平成 27 年 5 月 27 日に上場廃止（最終売買日は平成 27 年 5 月 26 日）となる予定です。

以上につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

パルは、「常に新しいファッションライフの提案を通して社会に貢献する」を社是とし、その実現に向け、商品、サービス、販売技術、財務体質や社員の質など全てにおいて、お客様はもとより、株主の方々、お取引先様といったステークホルダーの皆様から認められる企業として成長し、信頼を確立することを基本としています。

ナイスクラブは、「お客様と満足と感動を共有します」を合言葉に、「one after another NICECLAUP」をはじめとするブランドを展開し、ものづくり及び販売を行ってまいりました。

パルとナイスクラブは、平成 14 年 5 月 21 日に資本業務提携契約を締結し、その後平成 17 年 9 月 22 日にはパルがナイスクラブの主要株主よりナイスクラブの株式を取得し、ナイスクラブを連結子会社化するなどの資本関係強化を図ってまいりました。以降、両社の独自性を維持しつつ、パルの持つローコストの店舗運営や商品企画プラットフォームの効率化等の経営ノウハウのナイスクラブへの提供、両社間での出店戦略の共有化、積極的な人事交流、商品企画戦略に関する協力等を通じて、両社の企業価値の最大化を目指す取り組みを進めております。また、平成 24 年 4 月には、ナイスクラブの創業者であつ

た代表取締役社長が、任期満了に伴い、ナイスクラップの代表取締役社長及びパルの取締役を退任し、パルの専務取締役とナイスクラップの取締役を兼任していた小路順一が、その後任として、ナイスクラップの代表取締役社長に就任しました。以降、ナイスクラップにおいては、パルの連結子会社として実施可能な協働を進めることに注力し、パルグループとしてのネットワークの強化、商品の製造・販売に係るビジネスモデルの大改革を断行、経理面や人事評価体系のプラットフォームも共有化するなど、パルの経営スタイルとの整合性を高めてまいりました。

国内においては、経済政策により本格的な景気回復に対する期待感が高まっておりますが、アパレルあるいは小売業界におきましては、消費意欲は依然として低水準にとどまり、厳しい経営環境が続いております。このような現状認識のもと、パルは、アパレル・小売業界を取り巻く厳しい経営環境に対応すべく、パルグループの持つ経営資源を最大限に活用し、経営戦略を機動的かつ効率的に実行できる体制の構築を可能とし、その結果、店舗の出退店に係るパルグループとしての交渉、物流の一元化、生産面でのリソースの共有及び情報システムの統合など、様々な面でグループ・シナジーの最大化を図ることを目的として、本株式交換を行うことを決定いたしました。

ナイスクラップは、上記目的をパルと共有し、店舗運営面やマーチャンダイジング効率化等におけるパルの経営ノウハウをより一層活用することが良策であると判断し、本株式交換を行うことを決定いたしました。

このたびの施策により、パルグループは、グループ会社間の連携をより一層強化し、効率的かつ迅速な意思決定に基づくグループ経営を実現することで、企業の成長スピードを高め、グループ全体としての企業価値を高めてまいります。また、本株式交換で新たにパルの普通株式を保有することとなるナイスクラップの株主の皆様に対しては、パルグループの企業価値向上により、従来以上の株主利益還元を享受いただけるよう努めてまいります。

さらに、ナイスクラップは、平成 10 年 12 月に株式の店頭登録をして以来、多くの株主の皆様にご多大なご支援をいただき成長をしてまいりました。特に、平成 14 年 5 月のパルとの資本業務提携以降、パルグループとの店舗出店、商品企画及び市場環境等の情報交換を中心にシナジー効果を発揮し、企業価値の向上に努めてまいりました。また、平成 24 年 4 月に、パルの専務取締役である小路順一がナイスクラップの代表取締役社長に就任し、新ブランドの展開、積極的な不採算店・低採算店の退店等をはじめとする営業面での改革と合わせ、従業員の意識改革に努めてまいりました。平成 25 年 1 月期には連結営業損失 375 百万円（単体営業損失 352 百万円）、平成 26 年 1 月期には営業損失 365 百万円を計上することとなったものの、平成 27 年 1 月期は、改革の成果の具現化及び生産量のコントロール等により粗利益率が改善（平成 26 年 1 月期 52.5%、平成 27 年 1 月期 55.7%）し、また、不採算店・低採算店の退店により販売費及び一般管理費が減少し、営業利益 91 百万円と回復基調となりました。このように、パルの連結子会社として進めてきた上記の改革は徐々に成果をあげつつあるところではありますが、今般の、変化が激しく、厳しい経営環境に鑑みますと、本株式交換によりパルの完全子会社となることで、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速かつ柔軟に構築するとともに、パルグループとして事業連携と競争力の強化を図り、より安定的に企業価値の向上に取り組んでいくことが最善であると考えております。これにより、パルの株式を取得することとなるナイスクラップの株主の皆様を含め、ステークホルダーの皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日（ナイスクラップ）	平成 27 年 1 月 31 日
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成 27 年 3 月 10 日
本株式交換契約締結日（両社）	平成 27 年 3 月 10 日
本株式交換契約承認時株主総会開催日（ナイスクラップ）	平成 27 年 4 月 23 日（予定）
最終売買日（ナイスクラップ）	平成 27 年 5 月 26 日（予定）

上 場 廃 止 日 ( ナ イ ス ク ラ ッ プ )	平成 27 年 5 月 27 日 ( 予定 )
本 株 式 交 換 の 効 力 発 生 日	平成 27 年 6 月 1 日 ( 予定 )

(注 1) 本株式交換において、パルは、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに行う予定です。

(注 2) 上記日程は、本株式交換の手続の進行等に応じて必要があるときは、両社の合意に基づき変更されることがあります。

## (2) 本株式交換の方式

パルを株式交換完全親会社とし、ナイスクラブを株式交換完全子会社とする株式交換となります。

なお、本株式交換は、パルについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、パルの株主総会による承認を受けず、ナイスクラブについては、平成 27 年 4 月 23 日開催予定のナイスクラブの定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成 27 年 6 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

## (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	株式会社パル (株式交換完全親会社)	株式会社ナイスクラブ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.11

### (注 1) 株式の割当比率

ナイスクラブの普通株式 1 株に対して、パルの普通株式 0.11 株を割当て交付いたします。ただし、パルが保有するナイスクラブの普通株式 5,092,000 株 (平成 27 年 3 月 10 日現在) については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

### (注 2) 本株式交換により交付する株式数

パルは、本株式交換に際して、パルの普通株式 341,179 株 (予定) を、パルがナイスクラブの発行済株式の全て (ただし、パルが保有するナイスクラブの普通株式を除きます。) を取得する時点の直前時 (以下、「基準時」といいます。) のナイスクラブの株主の皆様 (ただし、パルを除きます。) に対して、その保有するナイスクラブの普通株式に代えて、上記割当比率に応じて割当て交付する予定ですが、交付する株式はパルが保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、ナイスクラブは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式 (本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。) を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、ナイスクラブによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### (注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、パルの単元未満株式 (100 株未満の株式) を保有することになるナイスクラブの株主の皆様につきましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするパルの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。パルの単元未満株式を保有することになる株主におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

#### ① 単元未満株式の買取制度 (100 株未満株式の売却)

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、パルの単元未満株式を保有する株主の皆様が、パルに対しその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

#### ② 単元未満株式の買増制度 (100 株への買増し)

会社法第 194 条第 1 項及びパルの定款の規定に基づき、パルの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元（100 株）となる数の普通株式をパルから買い増すことを請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、パルの普通株式 1 株に満たない端数の交付を受けることとなるナイスクラブの株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のパルの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ナイスクラブは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

上記 1. 「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、パルとナイスクラブは、変化が激しく、厳しい経営環境の中、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速かつ柔軟に構築するとともに、パルグループとして事業連携と競争力の強化を図ることが必要という共通の認識を有するに至り、平成 26 年 12 月頃、両社は、パルを株式交換完全親会社とし、ナイスクラブを株式交換完全子会社とする本株式交換について検討を開始しました。そして、複数回にわたる協議・交渉を重ねたうえで、平成 27 年 3 月 10 日、パルとナイスクラブは、相互に一層の相乗効果を引き出し、ナイスクラブ及びパルグループ全体の企業価値を向上させることを目的として、本株式交換を行うことを決定いたしました。

上記 2.（3）に記載の株式交換比率については、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パルは大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、ナイスクラブはSMB C日興証券株式会社（以下、「SMB C日興証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言を踏まえて、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえて慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、それぞれ上記 2.（3）に記載の株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、当該株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

（2）算定に関する事項

①算定機関との関係

大和証券及びSMB C日興証券はいずれも、パル及びナイスクラブから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パルは大和証券を、ナイスクラブはSMB C日興証券を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

大和証券は、パル及びナイスクラブの普通株式の株式交換比率について、それぞれ金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法（平成 27 年 3 月 9 日を算定基準日として、算定基準日における両社の東京証券取引所における株式の普通取引の終値並びに算定基準日から遡る

1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しています。)による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)による算定を行っております。DCF法では、パル及びナイスクラップ各社より提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しています。

パル株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.095 ~ 0.107
DCF法	0.102 ~ 0.123

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えてナイスクラップの事業見通し及び財務予測については、ナイスクラップの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

なお、DCF法による算定の基礎として、ナイスクラップが大和証券に提供した利益計画では、平成28年1月期以降、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、徹底した52週マーチャンダイジング及びプロモーション強化による既存店舗の売上拡大に加え、採算性を考慮した店舗出店による売上増と、現在ナイスクラップが行っている積極的な不採算店舗・低採算店舗の撤退とそれに伴う店舗運営の効率化に伴う販管費の圧縮により、平成28年1月期から平成30年1月期にかけて売上高及び利益の増加に寄与すると見込まれることから、営業利益(平成27年1月期91百万円)がそれぞれ前事業年度対比で、平成28年1月期は62百万円増、平成29年1月期は66百万円増、平成30年1月期は70百万円増になると見込んでいるものです。

一方、SMBC日興証券は、パル及びナイスクラップの普通株式の株式交換比率について、それぞれが金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法(平成27年3月9日を算定基準日として、算定基準日から遡る東京証券取引所JASDAQ(以下、「JASDAQ」といいます。)における6営業日(ナイスクラップにより「通期業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成27年2月27日の翌営業日である平成27年3月2日から算定基準日までの期間)、1ヶ月間及び3ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しています。)による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法による算定を行っております。DCF法では、パル及びナイスクラップ各社より提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しています。

パル株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.100 ~ 0.107
DCF法	0.099 ~ 0.121

SMBC日興証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであ

ることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、ナイスクラップの事業見通し及び財務予測については、ナイスクラップの経営陣により現時点でなす最善の予測判断に基づき合理的かつ適切に作成されていることを前提としております。なお、DCF法による算定の基礎として、ナイスクラップがSMBC日興証券に提供した利益計画では、平成28年1月期以降、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、徹底した52週マーチャンダイジング及びプロモーション強化による既存店舗の売上拡大に加え、採算性を考慮した店舗出店による売上増と、現在ナイスクラップが行っている積極的な不採算店舗・低採算店舗の撤退とそれに伴う店舗運営の効率化に伴う販管費の圧縮により、平成28年1月期から平成30年1月期にかけて売上高及び利益の増加に寄与すると見込まれることから、営業利益（平成27年1月期91百万円）がそれぞれ前事業年度対比で、平成28年1月期は62百万円増、平成29年1月期は66百万円増、平成30年1月期は70百万円増になると見込んでいるものです。

### （3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成27年6月1日をもってナイスクラップはパルの完全子会社となりますので、ナイスクラップの普通株式はJASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成27年5月27日に上場廃止（最終売買日は平成27年5月26日）となる予定です。上場廃止後は、ナイスクラップの普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

本株式交換は、上記1.に記載のとおり、ナイスクラップの上場廃止そのものを目的とするものではありません。

本株式交換によりナイスクラップの株主の皆様へ割り当てられるパルの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後も取引が可能であることから、ナイスクラップ株式を910株以上保有し、本株式交換によりパルの単元株式数である100株以上のパルの株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性は確保できるものと考えています。

ただし、910株未満のナイスクラップの株式を保有する株主の皆様には、パルの単元株式数である100株に満たないパルの普通株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、東京証券取引所において売却することはできませんが、上記2.（3）（注3）に記載のとおり、パルに対しご所有の単元未満株式の買取・買増を請求することができます。

また、本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取り扱いの詳細については上記2.（3）（注4）をご参照ください。

### （4）公正性を担保するための措置

本株式交換においては、パルはすでにナイスクラップの総株主の議決権の62.15%（発行済株式数の47.00%）を保有し、ナイスクラップはパルの連結子会社に該当することから、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、上記3.（1）に記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記2.（3）に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催のそれぞれの取締役会で決議いたしました。

なお、パル及びナイスクラップは、いずれも、第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、パルは弁護士法人大江橋法律事務所を、ナイスクラッ

プは柳田国際法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的助言を受けております。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

パルはすでにナイスクラップの総株主の議決権の 62.15%（発行済株式数の 47.00%）を保有し、ナイスクラップはパルの連結子会社に該当することから、上記 3.（4）の措置をとることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

##### ① ナイスクラップにおける、利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

ナイスクラップの取締役のうち、パルの代表取締役会長を兼務している井上英隆氏及びパルの代表取締役社長を兼務している井上隆太氏は、パルの代表権を有し、パルにおいて業務を執行しているため、ナイスクラップにおける意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、本株式交換に係るナイスクラップの取締役会の審議及び決議には参加しておらず、ナイスクラップの立場でパルとの本株式交換についての協議及び交渉にも参加していません。

また、ナイスクラップの取締役のうち、小路順一氏も、同様にパルの専務取締役を兼務していますが、パルの立場でナイスクラップとの本株式交換についての協議及び交渉に関与していませんので、取締役会の定足数を確実に満たすため、ナイスクラップの取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加していません。

ただ、利益相反の恐れを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、ナイスクラップの取締役 5 名のうち、上記 3 名を除く 2 名の取締役により、本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決したうえで、その後、当該 2 名の取締役に小路順一氏を加えた 3 名の取締役によりあらためて本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決してあります。

また、ナイスクラップの監査役のうち、パルの総務部長を兼務する三原雅博氏は、利益相反を回避する観点から、ナイスクラップの取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、ナイスクラップの立場から本株式交換の協議及び交渉には参加していません。ナイスクラップの監査役のうち、上記 1 名を除く監査役 3 名が本株式交換に係るナイスクラップの取締役会に出席し、その出席した監査役全員が本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

##### ② ナイスクラップにおける、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

ナイスクラップの取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、パルと利害関係を有しないナイスクラップの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている澤原道康氏、小川憲久氏及び飯万島宏明氏の 3 名に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換の目的の正当性、本株式交換における交渉過程の手続の公正性、本株式交換に係る割当比率の公正性の観点から、本株式交換がナイスクラップの少数株主にとって不利益なものであるか否かに関する検討を依頼しました。

澤原道康氏、小川憲久氏及び飯万島宏明氏の 3 名は、SMB C 日興証券が作成した株式交換比率算定書その他の本株式交換に関連する各種資料及び関係者からの説明聴取の内容を踏まえ本株式交換に関して慎重に検討した結果、①ナイスクラップが、これまでパルの連結子会社として行われてきた諸施策をより一層深化させ、機動的な意思決定や経営リソースの有効活用など、両社が一体となったさらなる改革を推し進めることを企図することは十分合理性が認められ、完全子会社化後のナイスクラップにおいて想定されている事業構造改革を実現していくことができれば、ナイスクラップの企業価値の向上を期待することができることなどから、本株式交換によりナイスクラップの企業価値の向上があると認められ、本株式交換の目的は正当であること、②本株式交換において、各当事者がそれぞれ独立した外部専

門家からの助言等を取得していること、ナイスクラブは、パルからの本株式交換比率の提示に対し、少数株主の利益保護の観点から対案となる交換比率をパルに対して提示し、本株式交換比率を引き上げるための実質的な協議・交渉を行っていることなどから、本株式交換に係る交渉過程の手続は公正であること、③SMB C日興証券における株式交換比率の算定の方法及び経過において特に不合理な点は認められず、上記のとおり、本株式交換に係る交渉過程の手続は公正であると認められるため、本株式交換比率は、かかる公正な交渉の結果として決定されたものであると認められることなどから、本株式交換比率は公正であること、④上記①ないし③のことから、本株式交換に関するナイスクラブの決定がナイスクラブの少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を平成 27 年 3 月 10 日付でナイスクラブの取締役会に提出しています。

ナイスクラブは、以上のナイスクラブにおける取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、ナイスクラブの法務アドバイザーである柳田国際法律事務所から法的助言を受けております。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社																										
(1) 名称	株式会社パル	株式会社ナイスクラブ																										
(2) 所在地	大阪府大阪市中央区北浜三丁目 5 番 29 号	東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号																										
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井上隆太	代表取締役社長 小路順一																										
(4) 事業内容	衣料及び雑貨の販売並びにその他の事業	衣料、関連雑貨製造小売																										
(5) 資本金	3,181 百万円	768 百万円																										
(6) 設立年月日	1973 年 10 月 27 日	1982 年 9 月 1 日																										
(7) 発行済株式数	23,136,000 株 (平成 26 年 11 月 30 日現在)	10,834,000 株 (平成 27 年 1 月 31 日現在)																										
(8) 決算期	平成 26 年 2 月 28 日	平成 27 年 1 月 31 日																										
(9) 従業員数	2,422 人(連結) (平成 26 年 2 月 28 日現在)	290 人(単体) (平成 27 年 1 月 31 日現在)																										
(10) 主要取引先	豊田通商(株)、三菱商事ファッション(株)、その他	モリリン(株)、田村駒(株)、(株)エムファースト、ワーゲン(株)、名古屋紡績(株)、その他																										
(11) 主要取引銀行	(株)三井住友銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、(株)みずほ銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほ銀行																										
(12) 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>(株)スコッチ洋服店</td> <td>30.4%</td> </tr> <tr> <td>井上隆太</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>BBH フォー・フィデリ</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>ティー・ロープライス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本マスター信託口</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>井上英代</td> <td>2.6%</td> </tr> </table>	(株)スコッチ洋服店	30.4%	井上隆太	9.2%	BBH フォー・フィデリ	6.4%	ティー・ロープライス		トック		日本マスター信託口	3.4%	井上英代	2.6%	<table border="0"> <tr> <td>パル</td> <td>47.0%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ信託口</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>CGMLIPB カスタマーコラテ</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>ラルアアカウント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モリリン</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>池上輝幸</td> <td>1.0%</td> </tr> </table>	パル	47.0%	日本トラスティ信託口	6.7%	CGMLIPB カスタマーコラテ	3.6%	ラルアアカウント		モリリン	1.9%	池上輝幸	1.0%
(株)スコッチ洋服店	30.4%																											
井上隆太	9.2%																											
BBH フォー・フィデリ	6.4%																											
ティー・ロープライス																												
トック																												
日本マスター信託口	3.4%																											
井上英代	2.6%																											
パル	47.0%																											
日本トラスティ信託口	6.7%																											
CGMLIPB カスタマーコラテ	3.6%																											
ラルアアカウント																												
モリリン	1.9%																											
池上輝幸	1.0%																											
(13) 当事会社間の関係																												
資本関係	パルは、ナイスクラブの総株主の議決権の 62.15% (発行済株式数の																											



	47.00%)を保有しております。また、パルとナイスクラブは資本業務提携をしております。
人 的 関 係	パルの取締役3名が、ナイスクラブの取締役を兼務しております。また、パルの従業員1名が、ナイスクラブの監査役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	ナイスクラブはパルの連結子会社であり、パルとナイスクラブは相互に関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	(株)パル (連結)			(株)ナイスクラブ (単体)		
	平成24年 2月期	平成25年 2月期	平成26年 2月期	平成25年 1月期	平成26年 1月期	平成27年 1月期
純 資 産	29,259	31,624	33,231	5,785	5,170	5,116
総 資 産	60,392	63,435	66,180	7,665	6,986	7,815
1株当たり純資産(円)	1,156.26	1,335.25	1,420.58	706.05	631.07	624.40
売 上 高	85,360	92,479	100,033	9,568	9,689	9,232
営 業 利 益	7,808	7,549	5,969	▲352	▲365	91
経 常 利 益	7,848	7,542	6,013	▲348	▲344	92
当 期 純 利 益	3,437	4,396	2,910	▲749	▲539	▲20
1株当たり当期純利益(円)	156.3	199.9	132.3	▲74.05	▲65.87	▲2.52
1株当たり配当金(円)	30	50	50	10	5	5

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1) パルは自己株式を平成26年11月30日時点で1,140,282株(発行済株式数に対し4.94%)保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

(注2) ナイスクラブは自己株式を平成27年1月31日時点で2,640,365株(発行済株式数に対し24.37%)保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	株式会社パル
(2) 所 在 地	大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井上隆太
(4) 事 業 内 容	婦人服・紳士服・雑貨等の企画・製造及び卸・小売
(5) 資 本 金	3,181,200,000円
(6) 決 算 期	2月28日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当し、のれん(又は負のれん)が発生する見込みですが、現時点において、発生するのれんの金額は未定です。

7. 今後の見通し

ナイスクラブは、すでにパルの連結子会社であるため、本株式交換によるパル及びナイスクラブの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況、並びに、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

パルはナイスクラップの総株主の議決権の 62.15%（発行済株式数の 47.00%）を保有している支配株主であることから、本株式交換は、ナイスクラップにとって支配株主との取引等に該当します。ナイスクラップは、平成 26 年 5 月 2 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、ナイスクラップと親会社であるパルとの取引については、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとする旨を記載しております。

本株式交換についてナイスクラップは、上記 3.（4）及び（5）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じたうえで、本株式交換における株式交換比率の決定を行い、また、本株式交換を行う予定です。したがって、本株式交換は上記のナイスクラップの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

### (2) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

さらに、上記 3.（5）に記載のとおり、ナイスクラップは、本株式交換を検討するにあたり、パルと利害関係を有しないナイスクラップの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている澤原道康氏、小川憲久氏及び飯万島宏明氏の 3 名に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関するナイスクラップの決定がナイスクラップの少数株主にとって不利益であるか否かについて検討を依頼しました。

その結果、ナイスクラップは、平成 27 年 3 月 10 日付で、澤原道康氏、小川憲久氏及び飯万島宏明氏の 3 名より、①ナイスクラップが、これまでパルの連結子会社として行われてきた諸施策をより一層深化させ、機動的な意思決定や経営リソースの有効活用など両社が一体となったさらなる改革を推し進めることを企図することは十分合理性が認められ、完全子会社化後のナイスクラップにおいて想定される事業構造改革を実現していくことができれば、ナイスクラップの企業価値の向上を期待することができることなどから、本株式交換によりナイスクラップの企業価値の向上があると認められ、本株式交換の目的は正当であること、②本株式交換において、各当事者がそれぞれ独立した外部専門家からの助言等を取得していること、ナイスクラップは、パルからの本株式交換比率の提示に対し、少数株主の利益保護の観点から対案となる交換比率をパルに対して提示し、本株式交換比率を引き上げるための実質的な協議・交渉を行っていることなどから、本株式交換に係る交渉過程の手続は公正であること、③SMB C 日興証券における株式交換比率の算定の方法及び経過において特に不合理な点は認められず、上記のとおり、本株式交換に係る交渉過程の手続は公正であると認められるため、本株式交換比率は、かかる公正な交渉の結果として決定されたものであると認められることなどから、本株式交換比率は公正であること、④上記①ないし③のことから、本株式交換に関するナイスクラップの決定がナイスクラップの少数株主にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書を入手しています。

以 上

(参考) パル当期連結業績予想（平成 26 年 10 月 14 日公表分）及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 27 年 2 月期)	106,300	7,270	7,260	3,650

前期実績 (平成 26 年 2 月期)	100,033	5,969	6,013	2,910
------------------------	---------	-------	-------	-------

(参考) ナイスクラップ当期業績予想 (平成 27 年 3 月 10 日公表分) 及び前期実績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 28 年 1 月期)	9,626	153	155	55
前期実績 (平成 27 年 1 月期)	9,232	91	92	▲20